

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける 自動車産業等の製造業の皆様へ

雇用維持と事業継続の為の資金繰り支援等のご案内

各制度の利用条件など詳細は別途パンフレットでご確認ください（後述、経済産業省HPをご確認ください）

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け、**中堅**：中堅企業向け、**大**：大企業向け

1. 事業継続のための運転資金が心配

個 **中小**

■ 日本公庫等の**実質無利子・無担保の融資** 【P7～P10】

※ 対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 2億円 国民事業 4千万円、商工中金：2億円

■ 民間金融機関で最大4千万円の**実質無利子・無担保融資** 【P19】

※ 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

※ 民間金融機関による信用保証付きの既存債務も実質無利子・無担保融資への借換え可能

■ 日本公庫等による**長期一括返済の融資**（資本性劣後ローン） 【P47】

※ 対象者：新型コロナの影響により、一時的に財務状況が悪化し再建に取り組む中小企業等

※ 貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

※ 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

個 **中小**

■ 日本公庫等による**実質無利子での借換** 【P20】

※ 借換え限度額は、日本公庫（中小事業）及び商工中金：6億円、日本公庫（国民事業）：8千万円

※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 2億円、国民事業4千万円、商工中金 2億円

3. 雇用を維持したいが休業手当の支払いが心配

中小 **中堅** **大**

■ 中小企業が解雇等を行わずに従業員を休業等させた場合、 **休業手当等が一律10/10助成**されます 【P49～P51】

※ 解雇等を行わない場合の助成率 10/10（中小）、3/4（大企業）

それ以外の休業手当に対する助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）

※ 5月19日より、休業等計画届の提出が不要になるなど、更なる手続きの簡素化を実施。

※ また、企業の規模を問わず、**対象労働者1人1日当たりの上限額を15,000円**に引き上げ
（令和2年4月1日から9月30日までの期間の休業及び教育訓練）

4. 地代・家賃（賃料）の支払いが厳しい

個 **中小** **中堅**

■ 申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づいて算出される給付 額（月額）の、**6ヵ月分**を支給 【P30・31】

※ 対象者は、資本金10億円未満の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランス含む個人事業者で、5～12月の売上高が、1ヵ月で前年同月比▲50%以上 又は 連続する3ヵ月合計が前年同期比▲30%以上

※ 「自らの事業のために占有する土地・建物の賃料」が対象となり、借地の賃料も対象。

（例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料）

※ 月額支給上限額は、法人：100万円（賃料225万円上限）、個人事業者：50万円（賃料112.5万円上限）

5. 固定費等の支払いが厳しい

個 中小 中堅

■ 事業全般に使える**現金が最大200万円支給**されます【P28・29】

※ ひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少している事業者が対象

※ 給付上限は、法人 200万円、個人事業主（フリーランス含む） 100万円

6. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配

個 中小 中堅 大

■ 基本的に全ての税の**納税を猶予**できます【P67～P74】

■ 厚生年金等の**保険料の納付を猶予**できます【P76・77】

■ **電気・ガス料金の支払い猶予**の相談に応じます【P80】

※新型コロナウイルス感染症の影響により、対応困難な電気・ガス事業者もいるため、全ての相談に応じられるものではありません。

7. 新製品開発や生産プロセス改善等のため設備投資したい

個 中小

■ 設備投資について**最大3/4補助**されます【P34～】※ものづくり補助金、上限1,000万円

■ ITツール導入について**最大3/4補助**されます【P37】※IT導入補助金、上限450万円

■ 固定資産税が**免除・軽減**されます【P75】※条件を満たした場合。市町村にもご確認下さい。

8. 過去に払った法人税の還付を受けたい

中小 中堅(※)

■ 前年度黒字で、今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部の**繰戻し還付**を受けることができます【P73】

※ 資本金等の額が10億円以下の法人が対象で、令和2年2月1日から令和4年1月31年までの間に終了する事業年度に生じた欠損金について適用

9. 代金の未払い等、取引上の様々な悩みを相談したい

個 中小

■ 取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が**無料でサポート**します【P42】

※ 親事業者から、不当な発注等を受けた場合は、下請かけこみ寺までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】よろず支援拠点

中小企業、小規模事業者の皆様からの、経営上のあらゆるご相談にお応えするために国が全国に設置した無料の経営相談所です

茨城県 029-224-5339	栃木県 028-670-2618	群馬県 027-265-5016
埼玉県 0120-973-248	千葉県 043-299-2921	東京都 03-6205-4728
神奈川県 045-633-5071	新潟県 025-246-0058	長野県 026-227-5875
山梨県 055-243-0650	静岡県 054-253-5117	

取引先の生産調整等によりお困りの方は、

関東経済産業局「自動車関連取引相談窓口」へご相談下さい

・電話相談受付：048-600-0283 ・相談受付時間：月曜日から金曜日の9:00～17:00

(土日、祝祭日は次のメールアドレスにて相談を受け付けます。) ・メール相談受付：kanto_mobility@meti.go.jp

●詳細は、経済産業省HP特設ページに掲載のパンフレットをご確認ください。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連で検索、または右のQRコードよりご確認ください。

